

## ◆ 以下を守って生成 A I を利用しよう

### 1 自身の能力を向上させるために利用しよう

- ・ 自身の思考力・判断力・表現力等を高めるために利用する。
- ・ 新たな視点を得たり、学びをより一層深めたりするために利用する。

### 2 生成 A I を知り、適切に使いこなす力を身に付けよう

- ・ 生成 A I はバイアスを含んだ回答を生成することがあるなど、特性を理解する。
- ・ 技術の進展に伴い生成 A I がさらに進化し、身の回りで利用されていくことを理解する。

### 3 社会のルールを守り、他者の権利を尊重して利用しよう

- ・ 他者に危害を加えたり、他者の権利を侵害したりするような使い方をしない。
- ・ フェイクニュース、ディープフェイク（画像、動画）、コンピュータウイルスなど有害なコンテンツを作成しない。

本ルールは、都立学校向け生成 A I サービスを利用するときに限らず、全ての生成 A I を利用する際に守るものとなります。

# 都立学校生成 A I 利活用ガイドライン

## Ver.1.1

◆はじめに	P.2
(1) 「都立学校生成AⅠ利活用ガイドライン Ver.1.0」策定の背景と目的	
(2) 本ガイドラインの改訂について	
1 基本事項	P.3
(1) 都立学校の中で生成AⅠを活用する目的	
(2) 使用できる生成AⅠ環境	
2 活用の指針	P.5
(1) 教職員	
ア 好ましい使い方	
イ 避けるべき使い方	
(2) 児童・生徒	
ア 好ましい使い方	
イ 避けるべき使い方	
3 教育活動をととしたAⅠリテラシーの育成	P.7
(1) 学習内容	
(2) AⅠ初回授業	
(3) 教科学習等での活用	
4 厳守事項	P.10
(1) 禁止事項	
(2) 取扱い禁止データ	
(3) 生成物に関する著作権の考慮	
5 改訂履歴	P.14
【参考資料】	
(1) 参考資料リンク	
・ 初等中等教育段階における生成AⅠの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日付 Ver.2.0）	
・ 文化庁ホームページ「AⅠと著作権について」	
・ 事例紹介（ホームページ「とうきょうの情報教育」）	
(2) 初等中等教育段階における生成AⅠの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日付 Ver.2.0） 「Box-3. 学校現場において生成AⅠを利活用する際の著作権に関する留意点」より	
(3) （児童・生徒向け）都立AⅠスマートルール	

## (1) 「都立学校生成 A I 利活用ガイドライン Ver.1.0」策定の背景と目的

本ガイドラインは、文部科学省の「初等中等教育段階における生成 A I の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年12月26日付 Ver.2.0）の方針を受け、全都立学校の教職員及び児童・生徒が校務や授業において生成 A I の更なる活用を加速するための方向性を示すものである。

生成 A I は、文章や画像の生成、対話型応答の提供など、多様な機能を持つ技術として急速に進化している。教育分野でも、その利便性が注目され、授業準備の効率化、個別最適な学びの促進、教職員の働き方改革への貢献が期待されている。一方で、不正確な情報の生成（ハルシネーション）、個人情報漏洩、バイアスによる偏った出力など、リスクへの対応が必要不可欠である。

また、生成 A I を利用する際には、情報モラルや批判的思考力を育成し、技術に依存しすぎない使い方を教育現場で確立することが求められる。

東京都教育委員会は、このような背景を踏まえ、生成 A I を授業等の教育活動内で適切かつ効果的に活用し、教育活動の質の向上を目指す指針として本ガイドラインを策定する。

## (2) 本ガイドラインの改訂について

本ガイドラインは、上記の「都立学校生成 A I 利活用ガイドライン Ver.1.0」の一部の内容について、改訂を行ったものである。

また、今後も文部科学省が新たに示すガイドラインの方向性及び生成 A I の技術進展や学校現場での実践を反映し、改訂することがあることとする。

## 1 基本事項

### (1) 都立学校の中で生成 A I を活用する目的

#### ア 教職員

- (ア) 校務の効率化と質の向上
- (イ) 児童・生徒の教育活動を補助し、学びを深化
- (ウ) A I 時代における情報モラルやリテラシーの育成

#### イ 児童・生徒

- (ア) 自己の能力（思考力・判断力・表現力等）を伸長
- (イ) 教科等における学習活動の更なる充実
- (ウ) A I 時代における情報モラルやリテラシーの習得

# 1 基本事項

## (2) 使用できる生成A I 環境

都立学校の授業内等、教育活動の中で使用する生成A I は、次の3点を満たすものとする。

- ① 利用者の入力した情報が生成A I 側で再学習されないもの
- ② 生成A I とコンピューター間の経路の情報管理が確保されたもの
- ③ 生成A I が学習に使用している情報の透明性が確保され、著作権等に配慮されたもの

### 【都立学校の教育活動内で標準的に使用できるサービス】

#### ■都立学校向け生成A I サービス「都立A I」

- ・都立学校教職員、児童・生徒が共同で使用可能な専用環境
- ・教職員はKアカウントで、児童・生徒は都立学校O365アカウントで使用可能
- ・別添「都立学校向け生成A I サービス概要」にて留意点等参照

#### ■画像生成A I 「Adobe Firefly」

- ・授業、校務での使用及び外部への発信目的での使用可
- ・都立学校O365アカウントで使用
- ・「Adobe Express」から利用可能

### 【都立A I と他の生成A I を比較する学習を行う場合の留意点】

- ✓上記3点を満たすサービスであること    ✓サービス提供元の利用規約を順守すること（年齢制限・保護者許諾等）    ✓CALL教室内の端末でのみ使用可

※東京都で利用できる外部サービスは、生成A I に限らず、原則として当該のサービスにおいて利用されるデータセンターが、日本の法令が適用される体制の下で管理・運用され、当該法令を遵守してデータの保存および処理を行っている必要があります。

## 2 活用の指針

### (1) 教職員

#### ア 好ましい使い方

- (ア) 適切なA Iリテラシーを身に付け、生成A I技術や本ガイドラインを正しく理解して使用する。
- (イ) 既存の校務や授業の目的を効果的に達成するために、試行錯誤を続ける。
- (ウ) 「都立A Iスマートルール」の内容を見童・生徒に指導し、自己の能力を伸ばすための活用を徹底する。

#### イ 避けるべき使い方

見童・生徒の主体的な思考や人間的な対話を疎かにして使用させる。

■ 「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン」(令和6年12月26日付 Ver.2.0)が示す方向性

✓ 教職員が生成A Iの仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務において生成A Iを積極的に利活用することは有用

## 2 活用の指針

### (2) 児童・生徒

#### ア 好ましい使い方

- (ア) 生成 A I 技術を正しく理解し、新しい視点や発想をもたらす手段として使用する。
- (イ) 学習活動等の目的を達成するために、積極的に活用する。
- (ウ) 誤りの確認や偏りの確認を行いながら活用する等、適切な A I リテラシーを身に付け、「都立 A I スマートルール」を守って活用する。

#### イ 避けるべき使い方

生成 A I の回答に依存し、主体的な思考や対話を疎かにしたり、正確性・事実関係の確認を行わずに使用する。

■ 「初等中等教育段階における生成 A I の利活用に関するガイドライン」(令和 6 年 12 月 26 日付 Ver.2.0) が示す方向性

- ✓ 児童生徒の学びにおいては、学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であることを吟味した上で活用するべき。
- ✓ 生成 A I を利活用することが目的であってはならない。

### 3 教育活動をととしたA Iリテラシーの育成

都立学校では、利用者が生成A Iを安全かつ効果的に活用するための基本的事項である「A Iリテラシー」について、「A I初回授業」及び各教育活動内での活用をととして、実践的に身に付けることを目指す。

#### (1) 学習内容

##### ア 基本概念や仕組み（生成A I自体を学ぶ）

例：どのような生成A Iがあるのか、どのように文章や画像等を生成するのか 等

##### イ 利用上の注意点（生成A Iの使い方）

例：ハルシネーションやバイアスの可能性について、個人情報を入力しないということ、著作権に配慮すること 等

##### ウ 効果的な活用（生成A Iの効果的な活用）

例：日常使いを見据えた効果的な指示の出し方、具体的な活用シーン 等

- 「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン」（令和6年12月26日付 Ver.2.0）が示す方向性
- ✓ 利活用に当たっては、生成A Iは使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解
- ✓ 発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討
- ✓ 「生成A I自体を学ぶ場面」、「使い方を学ぶ場面」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面」等を意識
- ✓ 情報活用能力の一部として生成A Iの仕組みへの理解や学びに生かす力の向上

### 3 教育活動をととしたA Iリテラシーの育成

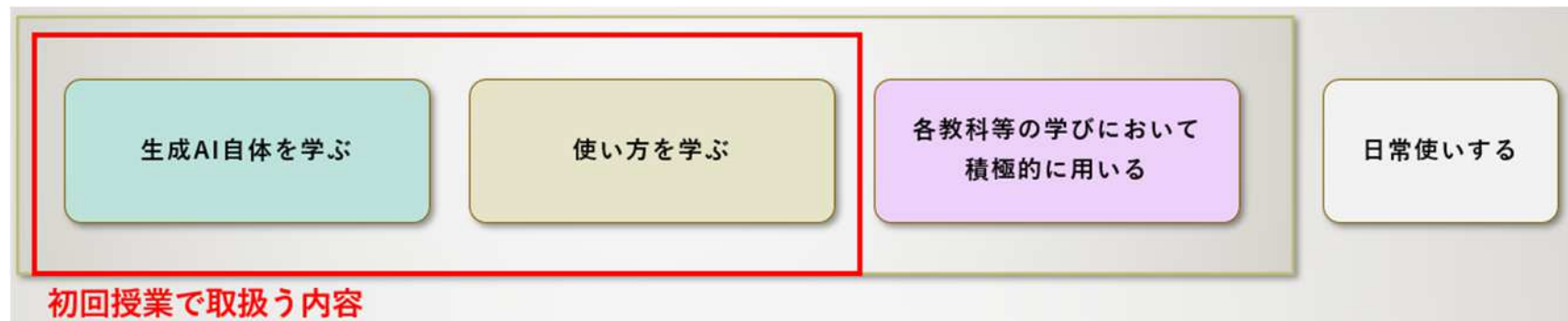
#### (2) A I初回授業

都立学校では、都教育委員会が示す各種資料を活用し、「(1) 学習内容」について指導を行うこと。指導にあたっては、原則、生成A Iを授業内で活用する前に、次のア、イいずれかの形で実施するが、A Iリテラシーの内容はその後の活用過程においても継続的に指導することが望ましい。

ア 各教科等の内容と組み合わせて実施

イ 指導内容を複数時間に分割して実施

図1 初回授業で取扱うべき学習内容の範囲



### 3 教育活動をととした A I リテラシーの育成

#### (3) 教科学習等での活用

授業内で生成 A I を使用させる際は、生成 A I の利活用が主たる目的とならないよう、次の点に配慮しながら活用すること。

ア 学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するものであること

イ 教育活動の目的を達成する観点から効果的な利活用となること

- ・ 自らの興味・関心に向き合い、「学びたい」を見つけるために生成 A I を活用
- ・ 自身の学び方をデザインするために生成 A I を活用
- ・ 自身が設定した課題を解決するために生成 A I を活用
- ・ 学んだことを基に、自分なりの考えを深めるために生成 A I を活用 等

## 4 厳守事項

### (1) 禁止事項

- ア 情報システム管理部門が例外的に認めたものを除き、個人情報及び機密情報を取り扱うこと。
- イ 著作権、肖像権等及び関係法令等を遵守した利用に反すること。
- ウ その他、情報システム管理者が別に定める事項に反すること。

#### ■「初等中等教育段階における生成 A I の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年12月26日付 Ver.2.0）が示す方向性

##### ✓ 安全性を考慮した適正利用

教育委員会の方針に基づき利活用すべきである。私用アカウントや教育情報セキュリティ管理者の許可を得ていない私用端末を用いてはならない。また、出力結果のライセンスの所在など、生成 A I サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

##### ✓ 情報セキュリティの確保

教育委員会が示す教育情報セキュリティポリシーや実施手順、及びそれに基づく教育情報セキュリティ管理者の指示等を遵守する必要がある。プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力してはならない。

##### ✓ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

最新の「教育データの利活用に係る留意事項」等も参照しながら、個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な措置を取る必要がある。

## 4 厳守事項

### (2) 取扱い禁止データ※

- ア 個人情報又は成績情報の記載されたデータ
- イ 児童・生徒等又は教職員の利益に重大な損害を与える恐れのあるデータ
- ウ 公平かつ円滑な学校運営を著しく妨げる恐れのあるデータ
- エ 事故等が発生したときに、その復元等が著しく困難となるデータ
- オ 上記の他、機密保持の観点などから保護を要するデータ

※原則として、児童・生徒の障害の状況、事件・事故、指導記録及び保護者の収入等の情報その他のプライバシー性が高い情報並びに指導要録や成績一覧表等、児童・生徒の情報が高度に集積している帳票及び電子データ、又は個別的な情報で、随時・継続的に作成し、蓄積が必要な帳票や電子データ、記入済みの答案用紙などを取り扱うことはできません。  
(関連する補助簿や補助資料を含む。)

※庁内の生成 A I 共通ツール「Microsoft Copilot」とは扱える情報範囲が異なります。

「Microsoft Copilot」についてはデジタルサービス局策定の「東京都 A I 導入・活用ガイドラインに基づく生成 A I 利用の手引き」を御確認ください。

## 4 厳守事項

### (3) 生成物に関する著作権、肖像権の考慮

- ア 生成 A I で生成した生成物（画像、音楽、動画を含む。）の使用に当たっては、既存の著作物と類似していないかなど、生成物が生成 A I サービス利用者の意図せず著作権者の権利を害することがないように配慮すること。
  
- イ 都立学校において生成 A I を利活用する際は、文部科学省「初等中等教育段階における生成 A I の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年 12 月 26 日付 Ver.2.0）及び文化庁「A I と著作権に関する考え方について」（令和 6 年 3 月 15 日付）に準ずるものとする。

## ◆ 改訂履歴

- ・ 令和 7 年 5 月 12 日 初版発行
- ・ 令和 8 年 5 月 28 日 第 2 版 (Ver.1.1) 発行

## 【参考】 (1) 参考資料リンク

### ■初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日付 Ver.2.0）

- ・【本体】 ([https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt\\_shuukyo02-000030823\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf))
- ・【概要1枚】 ([https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt\\_shuukyo02-000030823\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_002.pdf))
- ・【概要資料】 ([https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt\\_shuukyo02-000030823\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_003.pdf))

### ■文化庁ホームページ「AIと著作権について」 (<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>)

- ・デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第30条の4，第47条の4及び第47条の5関係）（令和元年10月24日）  
([https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_17.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf))
- ・AIと著作権に関する考え方について（令和6年3月15日）  
([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf))
- ・文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会AIと著作権に関する考え方について」【概要】（令和6年4月）  
([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf))
- ・AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス（令和6年7月31日）  
([https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf))

### ■AI導入・活用ガイドライン、生成AI利用の手引き (<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ai/ai-guideline>)

### ■事例紹介（※情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」内）

([https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/search/?act=search&next=search&resp\\_type=full&ticket=&form\\_inputted=0&category1\\_id=&category2\\_id=&tags%5B%5D=473&keyword=](https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/search/?act=search&next=search&resp_type=full&ticket=&form_inputted=0&category1_id=&category2_id=&tags%5B%5D=473&keyword=))

### （著作権に関する基本的な考え方）

- ・著作権法は、著作物の「公正な利用に留意」しつつ、「著作者等の権利の保護」を図ることで、新たな創作活動を促し、「文化の発展に寄与すること」を目的としており、「著作者等の権利・利益を保護すること」と「著作物を円滑に利用できること」のバランスをとることが重要と考えられている。
- ・著作権は「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護するものであり、単なる単語やデータ（事実）やアイデア（作風や画風等）は著作物に含まれない。
- ・著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる形で他人の著作物を利用（複製やアップロード等）する場合には、原則として著作権者の許諾が必要である。
- ・許諾なく他人の著作物を利用した場合、著作権侵害となり得る。著作権侵害となるか否かは、「他人の著作物を利用した」といえるか、すなわち、既存の著作物との「類似性（創作的表現が共通していること）」及び「依拠性（既存の著作物を基に創作したこと）」があるか否かで判断される。
- ・著作物の利用のうち、私的使用のための複製や、学校の授業の過程における複製等の、著作権法上、著作権者の許諾なく著作物を利用できるとされている場合（権利制限規定が適用される場合）には、著作権侵害とならず、利用可能となる。

### （学校において生成ＡＩを利活用する場合の著作権に関する基本的な考え方）

- ・学校においても、生成ＡＩを利活用して生成した文章等を利用する場合などにおいては、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要がある。すなわち、生成物に既存の著作物との類似性及び依拠性があるか否かについて、留意する必要がある。
- ・学校においては、授業の過程における複製についての権利制限規定（著作権法第35条）により許諾なく著作物の複製や公衆送信が可能とされている。そのため、この規定の範囲内であれば、教師や児童生徒が生成ＡＩを利活用して生成したものが、既存の著作物との類似性及び依拠性があるものであっても、著作権侵害とはならず、著作権者の許諾なく、授業の過程において利用することが可能である。
- ・授業目的の範囲を超えて利用する場合には、著作権法第35条が適用される要件を満たさない。この場合、既存の著作物との類似性及び依拠性がある生成物を利用するには、原則として著作権者の許諾が必要であり、許諾を得ず利用すれば著作権侵害となり得る。  
なお、著作権法第35条が適用されない場合であっても、その他の権利制限規定の適用を受けて、著作権者の許諾が不要となる場合もある。

### （生成ＡＩの利活用時における著作権に関する留意点）

- ・ＡＩと著作権の関係についてはいくつかの論点があるが、学校現場においては、まず、授業の過程における著作物の利用として、著作権法第35条が適用される場合かどうかを確認することが必要である。同条が適用されない場合は、著作権侵害となる可能性があるため、以下の点を確認し、著作権侵害を避けるよう取り組むことが望ましい。
  - キャラクター名等の特定の固有名詞を入力するなど、既存の著作物と類似したものを意図した生成は行わず、また、生成に用いたプロンプトなど、生成物の生成過程を確認可能な状態にしておくこと。
  - ＡＩによる生成物については、その利用に先立って、インターネット検索等により、既存の著作物と類似していないかを確認すること。
  - 生成ＡＩの利活用にあたっては、生成物を生成する段階（複製）については権利制限規定が適用されるが、生成物を利用する段階（公衆送信等）には適用されない場合もあり、利用場面に応じて適用が考えられる権利制限規定が異なることから、個々のケースに応じて著作権を侵害していないかに留意する必要がある。例えば、私用のＰＣ上で既存の画像などの著作物と同一又は類似の生成物を生成する行為は、私的使用目的の範囲内の行為として権利制限規定が適用され得るが、その生成物をＳＮＳ等にアップロードする行為は、私的使用目的の範囲外の行為となり、権利制限規定が適用されないといった場合がある。具体的な事案に応じた判断は最終的には司法判断となるが、必要に応じて、文化庁において開設している相談窓口を活用することも考えられる。

◆ 以下を守って生成A Iを利用しよう

**1 自身の能力を向上させるために利用しよう**

- ・ 自身の思考力・判断力・表現力等を高めるために利用する。
- ・ 新たな視点を得たり、学びをより一層深めたりするために利用する。

**2 生成A Iを知り、適切に使いこなす力を身に付けよう**

- ・ 生成A Iはバイアスを含んだ回答を生成することがあるなど、特性を理解する。
- ・ 技術の進展に伴い生成A Iがさらに進化し、身の回りで利用されていくことを理解する。

**3 社会のルールを守り、他者の権利を尊重して利用しよう**

- ・ 他者に危害を加えたり、他者の権利を侵害したりするような使い方をしない。
- ・ フェイクニュース、ディープフェイク（画像、動画）、コンピュータウイルスなど有害なコンテンツを作成しない。

本ルールは、都立学校向け生成A Iサービスを利用するときに限らず、全ての生成A Iを利用する際に守るものとなります。